

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

中小企業や小規模事業者は、日頃の事業活動をとおして地域に経済の循環や雇用をもたらすなど極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年多発している大規模な自然災害や深刻な感染症の影響により、中小企業や小規模事業者は絶えず大きなリスクにさらされており、雇用する従業員とその家族の生命、資産の維持など、事業の継続に支障をきたすケースが生じている。

その一方で、中小企業・小規模事業者における自然災害や感染症への対策は一部に留まっているのが実状である。大企業に比べて経営資源に乏しい中小企業・小規模事業者が被災すれば、経営に多大な影響が生じる可能性が高いことから、改正小規模事業者支援法における『事業継続力強化支援』に則り、防災・減災対策について支援するべく本計画を策定する。

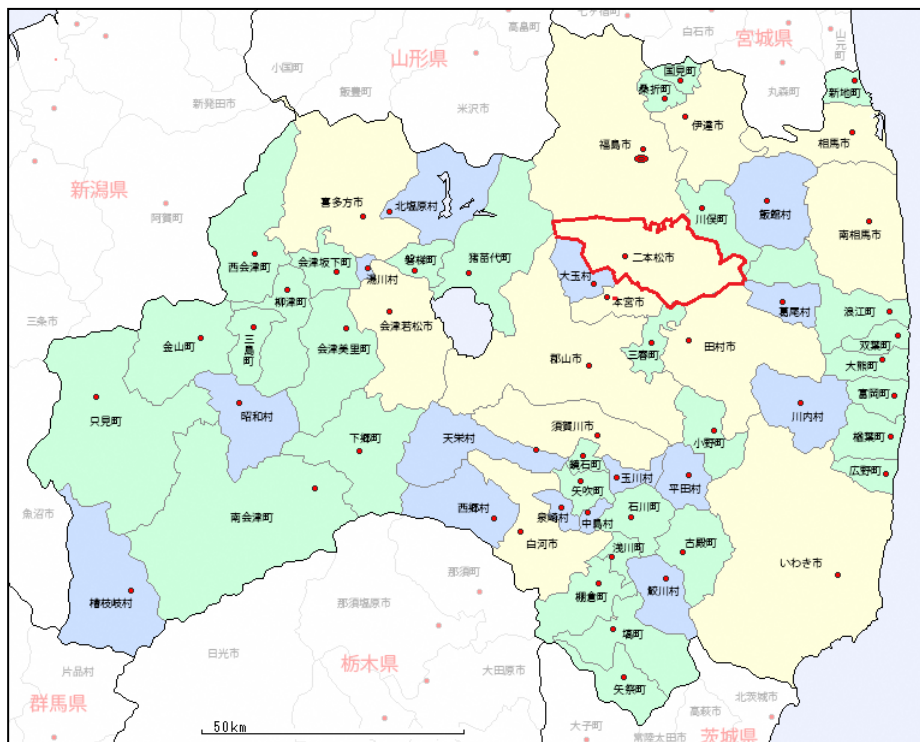
なお、本計画の策定にあたっては、二本松商工会議所並びにあだたら商工会と二本松市が共同で事業を実施する。

I 二本松市の現状

【地域の概要・立地】

二本松市は福島県の中通り北部に位置する人口 53,816 人（令和 2 年 9 月 1 日現在）の城下町である。詩人・高村光太郎の『智恵子抄』にも詠われ、日本百名山にも選定されている安達太良山や阿武隈川等の自然資源、日本百名城の一つでもある二本松城（霞ヶ城）、『提灯祭り』、『菊人形』、岳温泉等の豊かな観光資源を有し、藩政時代より連綿と続く酒造業や家具、和菓子製造業などが市の主要産業を形成している。

また、東は川俣町、浪江町、葛尾村、西は猪苗代町に接し、南は大玉村、本宮市、田村市、三春町、北は福島市といった各市町村に接しており、会津地方と浜通り地方の両地域に境界を接する県内唯一の市である。



【二本松商工会議所・あだたら商工会の区分】

当市は、平成 17 年に旧二本松市・旧安達町・旧岩代町・旧東和町の合併により誕生。1 市 3 町の各自治体には従前より商工会議所と商工会が存在していた。

合併による区域の変遷により、二本松商工会議所は旧二本松市を、あだたら商工会は旧安達町・旧岩代町・旧東和町を管轄している。



(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、安達地域の市街地の一部において、床上浸水となる 50 cm 以上、1 階部分の浸水となる 3m 未満の浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、二本松地域の市街地において、観音丘陵沿いに多くの土砂災害警戒区域等が指定されており、急傾斜地の崩落、または土石流が発生する恐れがある範囲に、多くの小売業・サービス業が存在している。

また、岩代地域の市街地においても、多くの土砂災害警戒区域等が指定されており、急傾斜地の崩落が発生する恐れがある範囲に多くの小売業・サービス業が存在している。

(地震：J-SHIS、二本松市地震防災マップ)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で数%~10% の範囲の確率で発生すると示されている。また、二本松市地震防災マップにおける「揺れやすさマップ」では、市街地のほぼ全てにおいて、起こりうる最大の震度は震度 6 強と示されている。

(その他)

市内の阿武隈川流域、その支流である油井川、移川、小浜川、口太川、若宮川などにおいては、これまでの数々の水害に見舞われてきた。特に令和元年の台風第 19 号において、大雨、洪水、内水被害、土砂災害等、広範囲に大きな被害を及ぼした。この台風により、当市では人的被害に加え、住家被害は 400 棟以上にのぼった。

当市では例年、降雪は平野部で多くても数十 cm 程度だが、平成 26 年 2 月には記録的な豪雪が発生するなど、十数年に一度は豪雪に見舞われる傾向がある。

また、市の西縁には安達太良山が位置し、その景観による恩恵を大きく受けているが、一方で活火山に位置付けられており、直近の記録では 1900 年の噴火で、火砕サージが発生させ、死者も発生している。安達太良山火山防災マップでは、安達太良山に 1m 程度の積雪がある状態で大規模な火山噴火が発生した場合、火山泥流が発生し、岳温泉地内を始め、原瀬川、杉田川、油井川、弘川を火山泥流が下り、その周辺に大きな被害をもたらすことを示している。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。安達地方3市町村で構成する安達地方広域行政組合では、新型コロナウイルス感染症から住民及び医療従事者を守り、医療体制の維持継続を図るため、安達地方発熱外来を設置し、治療を必要とする住民が安心して医療機関を受診することができる環境を整備するとともに、感染者の早期把握に努めている。

※ 市内の陽性者数…17名（令和2年12月末現在）

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 2,450者
- ・小規模事業者数 1,828者

※平成28年経済センサス 活動調査結果報告書（産業横断的集計）《福島県》より抜粋

業種分類	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
製造業	285	199	各工業団地（宮戸・平石高田・永田・小沢等）を中心に、市内に点在。
建設業	349	316	市内に点在している。
卸・小売業	626	416	中心市街地及び市内各地に点在。
サービス業	920	714	中心市街地及び市内各地に点在。
その他	270	183	市内各地に点在。
合計	2,450	1,828	

(3) これまでの取組

1) 二本松市の取組

○『二本松市地域防災計画』の策定

二本松市では、災害対策基本法（昭和38年法律第223号）第42条の規定に基づき、市や防災関係機関がその全ての機能を発揮して必要な措置を定め、総合的な防災事務と業務を遂行することで市民の生命・身体及び財産の保護と被害の軽減を図り、社会秩序の維持と公共の福祉の向上を目的として、『二本松市地域防災計画』を策定している。

○二本松市地域防災訓練の実施

二本松・安達・岩代・東和の4地域のうち毎年会場（地区）を替え実施している。

○備蓄物資（令和2年3月31日現在）

二本松市が備蓄している物資項目は、アルファ化米、クッキー、保存水、液体ミルク、その他避難所運営に必要な物品となっている。

○『二本松市新型インフルエンザ等対策行動計画』の策定

二本松市では、新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）第8条に基づき、市の対策の基本的な方針や市が実施する措置等を示すため、『二本松市新型インフルエンザ等対策行動計画』を策定している。

2) 二本松商工会議所の取組

○事業所BCPに関する国の施策の周知

指導巡回時やホームページ上での周知

○事業者BCPセミナーの開催

平成 31 年 2 月 4 日に東京海上日動火災保険(株)福島支社から講師を招き、事業継続計画（BCP）についてのセミナー開催

- 東京海上日動火災保険(株)、損害保険ジャパン日本興亜(株)、三井住友海上火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)等の保険会社と連携した各種損害保険への加入促進

《ビジネス総合保険制度》

賠償責任リスクや事業休業の補償、財産・工事にかかわる補償を一本化した制度。
災害（火災、風災、水災、雪災、地震等）に遭った際の休業損失を補償している。

《業務災害補償プラン》

労災事故が発生した際の従業員に対する補償や、労災事故の発生が企業の責任と法律上判断された場合に発生する企業の存在賠償責任を保証する制度。

3) あだたら商工会の取組

- BCP策定に関する各種施策の周知

事業所への巡回訪問時やホームページ上でBCPの重要性と各種関連施策を周知した。

- リスクに備える各種保険等の加入促進

事業者を取り巻く事業活動リスクを低減させるための各種保険等の加入推進を図った。

《商工会のビジネス総合保険》

東京海上日動火災保険(株)、損害保険ジャパン日本興亜(株)、三井住友海上火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)、各社と連携した保険制度。既存制度で補償していたPL、リコールによる賠償責任に加え、施設、業務遂行、管理財物に対する賠償責任も含め、事業者を取り巻く事業活動リスクを総合的に補償。

《休業対応応援共済》

福島県火災共済協同組合と連携した共済制度。店舗または作業場等の事業用建物が地震、噴火、津波、台風、雪災をはじめ、火災等の災害により全損もしくは一部損の損害を受けた結果、事業が休止したために生じた損失を補償。

II 課題

(1) 二本松商工会議所

二本松商工会議所では、これまでの東日本大震災（2011年）や令和元年台風第19号（2019年）等の大規模な自然災害が発生した際、地域商工業者の被害状況調査を実施するに留まっていた。

二本松市や隣接するあだたら商工会との協力体制が事前に整備されておらず、加えて対応に際しての具体的なマニュアルも作成できていなかった。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症対策に関しては、地区内小規模事業者に対して新たな生活様式の導入（人と人との間隔を空ける、マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底）を訴えかけると共に、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄を周知することなどが必要である。

(2) あだたら商工会の課題

あだたら商工会では、これまでの東日本大震災（2011年）や令和元年台風第19号（2019年）等の大規模な自然災害が発生した際、地域商工業者の被害状況調査を実施するに留まっており、二本松市や隣接する二本松商工会議所との協力体制が事前に整備されていなかった。

また、2019年9月に策定した危機管理対応マニュアルには感染症対策が含まれておらず、現在場当たり的な対応に留まっていることから、同マニュアルを更新すると共に、新たな生活様式の導入について地区内小規模事業者へ啓蒙活動を継続することが必要である。

このことから、次の《III 目標》に掲げる項目の実施をとおして、二本松商工会議所及びあだたら商工会が抱える課題の解決を図っていく。

Ⅲ 目標

(1) 二本松商工会議所の目標

- 事業者に先駆け、まずは商工会議所自身が率先垂範してBCP策定を実施する。
- 会員・非会員を問わず、地区内の小規模事業者に対して災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を啓蒙していく。
その際、簡易版BCPシート『いざという時のために!』を配布し、事業者BCPの策定を強力に推進する。
- 発災時における連絡体制を円滑に行うため、二本松市及びあだたら商工会との被害情報報告ルートを構築する。
- 発災後又は地域内において感染症が発生した際には速やかに復興支援策・拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(2) あだたら商工会の目標

- 業務に大きな支障が出ないよう、商工会自体の危機管理マニュアルを定期的に更新する。
- 地区内小規模事業者に対して、災害及び感染症リスクを再認識させると共に、事前対策の必要性を啓蒙し、事業者BCP策定を強力に推進する。
- 発災時における連絡体制を円滑に行うため、二本松市及び二本松商工会議所との被害情報報告ルートを構築する。
- 発災後又は地域内において感染症が発生した際には速やかに復興支援策・拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

Ⅳ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福島県に対して報告を行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

二本松商工会議所並びにあだたら商工会、二本松市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- 1) 小規模事業者に対する災害リスクや各種対策の周知
巡回や窓口相談、各種会議の際に市のハザードマップは勿論、会報やホームページ、市広報を通して国の施策やリスク対策の必要性、発災時の被害を最小限に抑えるための取組みについて周知を図る。
- 2) 二本松商工会議所、あだたら商工会自身の事業継続計画（BCP）の策定
商工会議所・商工会においても事業者に先んじて率先してBCPを策定する。
二本松商工会議所：令和2年11月 策定
あだたら商工会：令和元年 9月 策定

3) 関係団体等との連携

東京海上日動火災保険㈱、損害保険ジャパン日本興亜㈱、三井住友海上火災保険㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱と連携し、会員・非会員問わず、事業者に対して『全国商工会議所ビジネス総合保険制度』を提案していく。

また、二本松市内における災害情報については、二本松商工会議所とあだたら商工会は常に情報の共有を行う。

4) フォローアップ

巡回又は面談の際に、事業者BCPの取り組み状況について確認を行う。

取り組みが不調であったり、未策定の場合は簡易版BCPシート『いざという時のために！』を活用して策定を後押しする。

5) BCPの実行訓練の実施

これまでは年に1回、火災を想定した避難訓練を実施してきた。

本計画策定後は、大規模な自然災害が発生したことを想定し、二本松市・二本松商工会議所、あだたら商工会相互の連絡ルートの確認を行う。

また、訓練は必要に応じて実施するものとする。

6) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症に関しては、誰もが感染リスクを抱えている旨を周知する。

また、事業者に対しては常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく冷静に対応するよう指導をしていくと共に、業種別ガイドラインに基づいた感染拡大防止策やマスク・消毒液の備蓄、ITやテレワーク環境整備の推進についてもアドバイスをしていく。

< 2. 発災後の対策 >

実際に大規模な災害が発生してしまった場合には、来館者や職員の安全確保と二次被害の防止（初期消火、応急手当、警察・消防への通報）を最優先する。

その上で以下の手順により管内の被害状況の把握に努め、対策や方針の決定と各関係機関への連絡・情報共有を図る。

1) 応急対策の実施可否の確認

二本松商工会議所並びにあだたら商工会では、発災後1時間以内に職員の安否確認と報告を行う。確認には携帯電話が繋がりにくくなることが想定されることから、災害用伝言ダイヤル（171）を活用。

なお、職員の安否確認に際しては本人は当然のことながら、家族や近隣の家屋、道路の状況、出勤の可否等についてもチェックする。

また、管内において新型コロナウイルスによる感染者が確認された場合には、職員の体調確認を行い、各事務所の消毒や手洗い・うがい等の徹底を行う。

2) 応急対策の方針決定

安否確認や被害状況の把握・共有後は、その被害規模に応じて、二本松市・二本松商工会議所、あだたら商工会の三者で協議し、応急対策の方針を決定する。

また、方針については以下に記す項目を判断基準とする。

【被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）】

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ○地区内の10%程度の事業所で『屋根やトタンが飛ぶ』、『窓ガラスが割れる』等の被害が発生している。 ○地区内の1%程度の事業所で、『床上浸水』、『建物の全壊・半壊』等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急相談窓口の開設 ○被害調査とそれによって生じる経営課題の把握 ○復興支援策を活用するための支援業務の実施
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ○地区内の1%程度の事業所で『屋根やトタンが飛ぶ』、『窓ガラスが割れる』等の被害が発生している。 ○地区内の0.1%程度の事業所で、『床上浸水』、『建物の全壊・半壊』等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急相談窓口の開設 ○被害調査とそれによって生じる経営課題の把握 ○復興支援策を活用するための支援業務の実施
ほぼ被害なし	○目立った被害の情報がない。	特に行わない

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【被害情報等の共有間隔】

期 間	情報共有する間隔
被災後～1週間	1日に3回共有（12時、15時、17時）する
1週間～1ヶ月	1日に2回共有（12時、17時）する
1ヶ月以降	1日に1回共有（17時）する

※二本松市で取りまとめた行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うと共に、交代勤務制を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

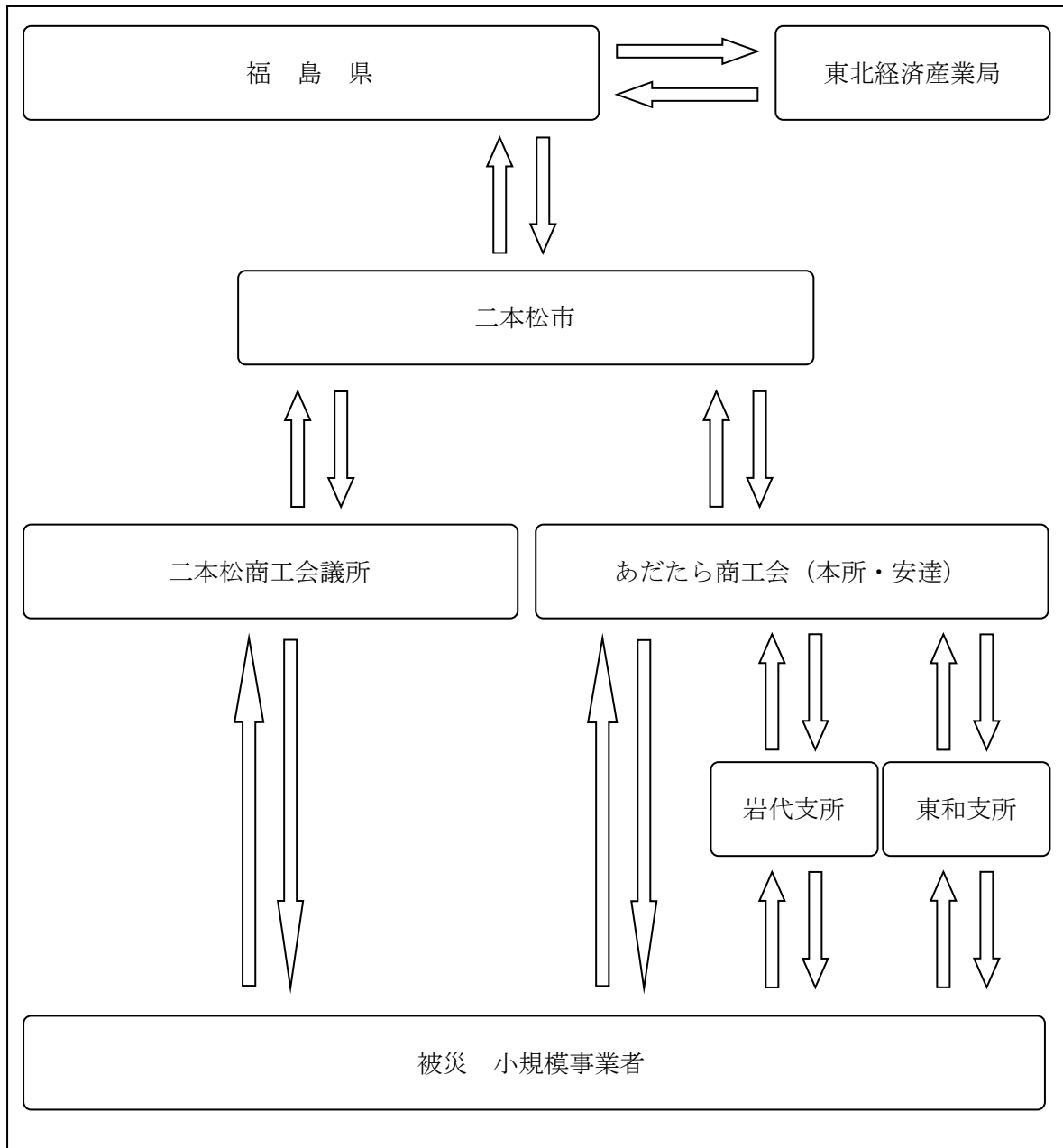
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

以下の目的を達成するため、発災時における指示命令系統・連絡体制を事前に構築する。

- 1) 一刻も早い管内小規模事業者の被害情報の報告と、円滑な指揮命令の準備。
- 2) 二次被害を防止し、被災地域での活動内容の決定。
- 3) 被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、事前に市と共有。
- 4) 市と共有した情報を、スムーズな形で福島県に報告。

また、感染症流行の際は、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、二本松商工会議所・あだたら商工会と二本松市が共有した情報を福島県の指定する方法で速やかに報告する。

《指揮命令・連絡体制図》



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

1) 相談窓口の開設

二本松市との協議を経て、二本松商工会議所とあだたら商工会は、各会館において相談窓口を開設する。(各会館の安全が確認できた場合)

また、国や県から依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置するものとする。

2) 管内小規模事業者の被害状況の確認について

発災後は、管内小規模事業者の被害状況について以下のとおり調査を実施する。

【時間経過とともに必要となる被害調査等】

段階	時間経過	被害調査内容
1	発災 ～2日程度	安否確認や行方不明者、負傷者等の人的被害の調査
		大まかな被害内容の調査 (従業員出勤の可否や、周辺の被害状況)
2	安全確認後 ～1週間程度	直接被害の確認 (小規模事業者の店舗や事務所など)
		間接被害の確認 (事業再開の有無、仕入状況、風評など)
3	1週間 ～2週間以内	直接被害に関する経営支援の提案 (資金繰り、保険請求など)
		間接被害に関する経営支援の提案 (売上減・経費増、販路確保、風評被害など)

3) 被災小規模事業者施策の周知

被災した小規模事業者が対象となる国・県・市の施策について、巡回訪問や会報紙、ホームページ、個別相談等によって周知を図る。

4) 新型コロナウイルス感染症に対応する相談窓口の開設

新型コロナウイルスの感染症の場合、事業活動に影響を受ける又はその恐れがある小規模事業者を対象とする支援策の案内や相談窓口の開設を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

1) 福島県の方針に従い復旧・復興支援の方針を定め、被災した管内小規模事業者に対して支援を実施する。

2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を福島県に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福島県へ報告する。

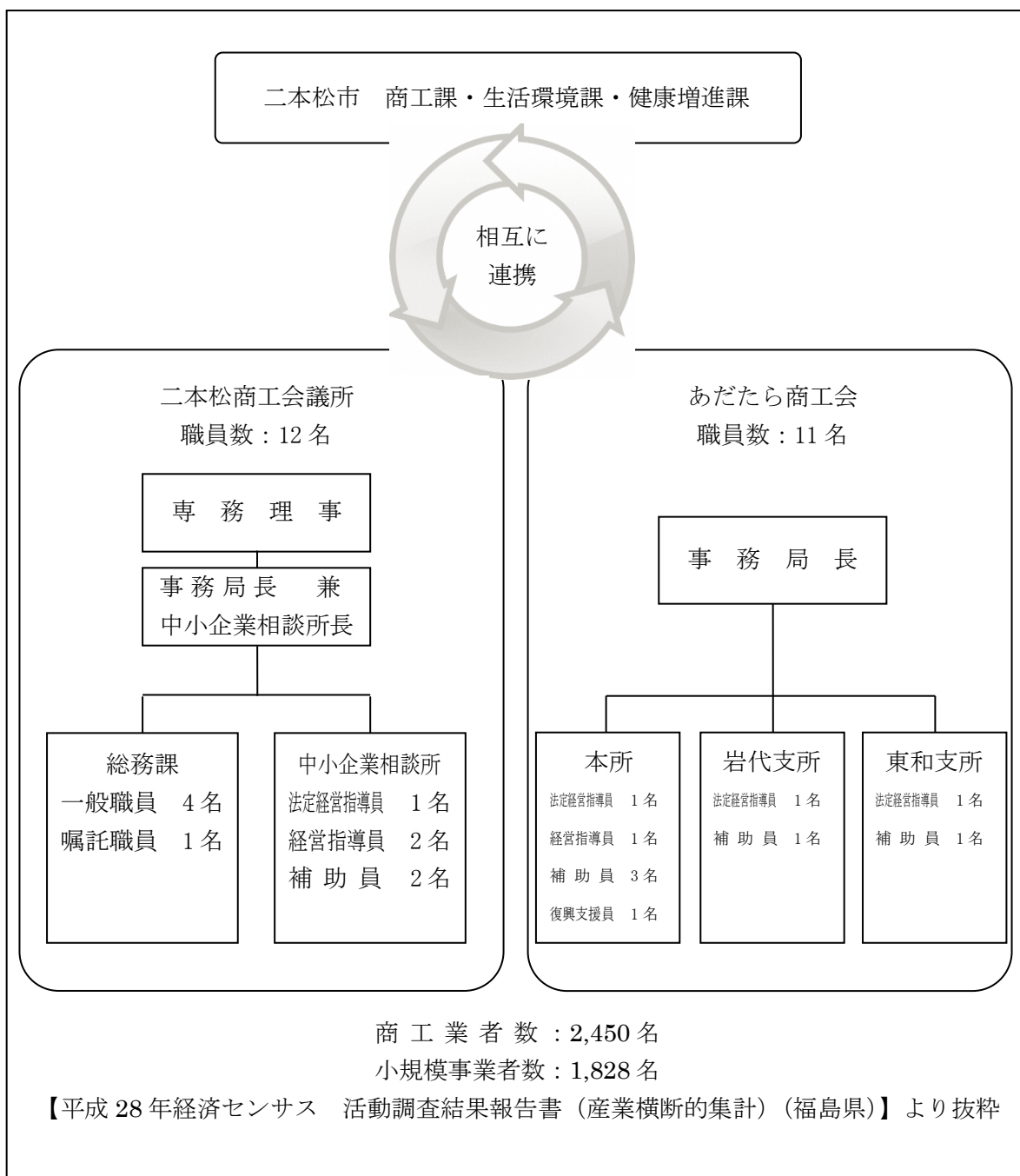
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年11月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



二本松市 商工課・生活環境課・健康増進課

相互に
連携

二本松商工会議所
職員数：12名

専務理事

事務局長 兼
中小企業相談所長

総務課

一般職員 4名
嘱託職員 1名

中小企業相談所

法定経営指導員 1名
経営指導員 2名
補助員 2名

あだたら商工会
職員数：11名

事務局長

本所

法定経営指導員 1名
経営指導員 1名
補助員 3名
復興支援員 1名

岩代支所

法定経営指導員 1名
補助員 1名

東和支所

法定経営指導員 1名
補助員 1名

商工業者数：2,450名

小規模事業者数：1,828名

【平成28年経済センサス 活動調査結果報告書 (産業横断的集計) (福島県)】より抜粋

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

(二本松商工会議所)

○氏名：奥平 喜広

○連絡先：0243-23-3211

(あだたら商工会)

○氏名：太田 修、渡邊 泰弘、小川 美佳

○連絡先：0243-23-5854

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

○本計画の具体的な取組の企画や実行

○本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①二本松商工会議所 中小企業相談所

〒964-8577

福島県二本松市本町一丁目 60 番地 1

TEL：0243-23-3211 / FAX：0243-23-6677

②あだたら商工会（本所 安達振興センター）

〒969-1404

福島県二本松市油井字背戸谷地 11 番地 2

TEL：0243-23-5854 / FAX：0243-22-4438

③二本松市（商工課）

〒964-8601

福島県二本松市金色 403 番地 1

TEL：0243-55-5120 / FAX：0243-22-8533

④二本松市（生活環境課）

〒964-8601

福島県二本松市金色 403 番地 1

TEL：0243-55-5102 / FAX：0243-22-4479

⑤二本松市（健康増進課）

〒969-1404

福島県二本松市油井字砂田 101 番地

TEL：0243-55-5109 / FAX：0243-23-1714

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	500	520	700	730	750
①BCP専門家派遣費	150	150	300	300	300
②BCP普及啓発に関する印刷費	200	220	250	280	300
③評価会議開催費	100	100	100	100	100
④防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、福島県補助金、二本松市補助金、各種事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	